

子ども(児童)の権利に関する条約

日本は1994年4月22日に批准。5月22日から効力をもちました。18才未満のあなたにはこの条約にある権利が認められています。

国や役所、先生や親などをふくむすべての大人は、この条約を守らなければなりません。

●条約の主な内容●

- あなたには、男か女か、体や心にハンディがあるかないか、あなたが持っている意見や宗教など、を理由に差別されない権利があります。
- 大人があなたのことについて何か決めるときには、あなたの一番いいようにということを考えて決めなければなりません。大人の都合で決めてはいけません。
- お父さんやお母さんには、あなたを励ましたりしてあなたを守り、指導する責任があります。そして国は、こうしたお父さんやお母さんの意見を大切にしなければなりません。
- あなたには、いのち・成長・健康などが守られる権利があります。
- あなたがどの学校に行くか、学校に登校するかどうか、どんな友達とつきあうか、どんな髪形や服装をするかなど、あなた自身に関わるすべてのことについて、あなたは自由に意見を話す権利があります。そのさい、まわりの人に対して、あなたの考えを十分に尊重するように求めることができます。
- あなたには、どんなことについても自由に意見を述べ、自分で自由に表現し、集う権利があります。
- あなたは、体罰などの暴力をふるわれたり虐待されることがなく、どんなときでもひとりの人間として大切にされる権利があります。
- あなたは、遊ぶ権利を持っています。
- あなたが、人を傷つけてしまったり、万引きなどの問題をおこしてしまったときでも、あなたには人間らしいあつかいをうける権利があります。あなたがおこした問題について裁判が行われるときは、あなたには弁護士など大人の援助を受ける権利があります。

(大人たちは、条約の内容を子どもたちに知らせる義務を負っています。)

東京弁護士会・子どもの人権救済センターの常設相談

●子どもの人権110番 (電話相談)

☎03-3503-0110

月～金 午後1時30分～午後4時30分 午後5時～午後8時
土 午後1時～午後4時

●子どもの人権面接相談

☎03-3581-2205 (面接申込)

月～金 午後1時30分～午後4時30分 午後5時～午後8時
土 午後1時～午後4時

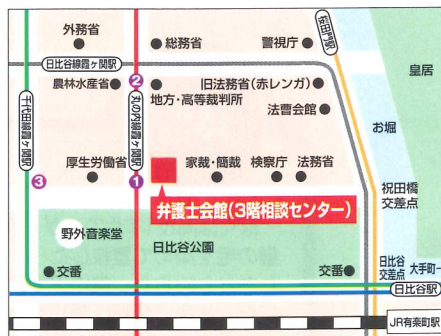
*月～金の午後1時30分～午後4時30分は弁護士会館での面接です。
*月～金の午後5時～午後8時、及び、土の午後1時～午後4時は東京パブリック法律事務所での面接です。

電話相談・面接相談ともに、子どもの人権に関する全ての事柄を扱います。電話相談は、無料です。

面接相談は、相談のみで終了すれば無料ですが、担当弁護士が事件を受任し、代理人として活動する場合には有料となります。

子ども本人が弁護士を頼みたいとき、おとなでもお金のない人が弁護士を頼みたいとき等には、弁護士費用を立て替える制度があります。お気軽にご相談ください。

今日帰るところがない子どもたち、虐待や犯罪などの危険から避難しなければならない子どもたちのためのシェルター(居場所)「カリヨン子どもの家」を運営するカリヨン子どもセンターにも連絡できます。



弁護士会館のご案内
千代田区霞が関1-1-3
弁護士会館
☎03-3581-2205
東京メトロ(丸ノ内線・日比谷線・千代田線)霞ヶ関駅から徒歩
①b1-b出口より直通
②A1出口より徒歩2分
③C1出口より徒歩3分

東京パブリック法律事務所のご案内
豊島区池袋1-34-5
SIA池袋ビル2階
☎03-5979-2900
JR線・東武東上線・西武池袋線・東京メトロ(有楽町線・丸ノ内線)池袋駅(東口)から徒歩5分

子どもの人権110番

話してごらん



電話相談

相談 月～金 午後1時30分～午後4時30分 午後5時～午後8時
土 午後1時～午後4時
☎03-3503-0110

無料面接相談

相談 月～金 午後1時30分～午後4時30分 午後5時～午後8時
土 午後1時～午後4時
☎03-3581-2205 (面接申込)

東京弁護士会子どもの人権救済センター

<http://www.toben.or.jp/kodomo/>

ひとりで悩んでいないで...

「子どもの権利条約」は、日本でも1994年5月22日から効力をもちました。

しかし現在、いじめ・体罰・退学強要・校則問題など、学校生活の中で子どもの人権の侵害が多発しています。

また、家庭においても、親が子どもを虐待するなどの深刻な問題があります。

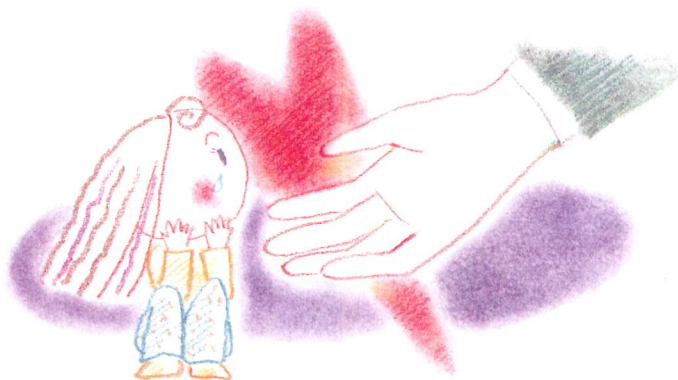
「非行」で警察に補導されたり、逮捕されたり、家庭裁判所の審判を受ける子どもも少なくありません。その中で警察の違法な取り調べが問題になることもあります。

みなさんや、みなさんの近くにいる人の中にも、こうした悩みや問題をかかえ

ている人がいないでしょうか。

東京弁護士会・子どもの人権救済センターは1985年に開かれました。子どもたちのかかえる問題について、理解と熱意のある弁護士が子どもの人権110番の電話相談と面接相談を行って、多くの子どもたちの人権侵害の相談や救済に取り組んでいます。相談は無料です。

相談の中で、必要のあるものについては、学校と話し合いをするなどの調整・調査活動や救済活動を行っています。子どもの代理人の紹介もしています。
ひとりで悩んでいないで、ぜひ子どもの人権救済センターにご相談ください。



少年事件当番弁護士

をご存じですか? ☎03-3580-0082

●弁護士がかけつけます

少年が逮捕されたり、警察の補導や取調べを受け、あるいは家庭裁判所から呼び出しがあったとき、弁護士がその少年を弁護できる制度があります。少年事件について弁護士が弁護人や付添人として少年に面会して言い分を聞き、非行の有無・原因等を調査したり、被害者との示談や少年を取りまく環境を整える活動をしたり、調査官や裁判官に少年の処分について意見を述べたりします。

東京弁護士会には、少年が弁護士を依頼できる「少年事件当番弁護士制度」があります。また、「全件付添人制度」が始まり、家庭裁判所の段階で鑑別所に入ることになった全ての少年が弁護士の付添人を頼めるようになりました。

電話連絡を頂ければ、すぐに弁護士が警察・鑑別所等につけかけます（1回目の面会に限り無料です）。弁護士を頼むお金のない人には、負担なしで弁護人や付添人を付けられる「法律援助制度」もありますので、面会にきた弁護士にご相談ください。



いじめ

小学6年生の女の子です。もう半年くらい前から、同級生のお友だちから、髪の毛にガムテープを貼られたり、蹴とばされたりしています。私は、もう学校へ行きたくありません。担任の先生にも相談しているのですが、何もしতেくれません。どうしたらよいでしょうか。



不登校

中学1年生の娘が、3か月ほど前から学校へ行かず、部屋に閉じこもるようになりました。原因は、話してくれないのでよくわかりません。初めは、とにかく登校するようにと厳しく言ったのですが、これがかえって逆効果だったようです。このまま登校しないと、どうなるのでしょうか。



体罰

ぼくは高校1年生ですが、校則に違反して、髪の毛を染めて登校したら、生活指導の先生たちから殴られ、顔にアザができてしまいました。法律で体罰は禁止されていると聞きましたが、校則違反のときは、体罰は許されるのでしょうか。



虐待

隣の家のおかあさんが、このところ毎晩のように子どもをなぐって叱っているようで、泣き声が聞こえてきます。この前の夜は、この寒いのに、子どもを裸で外に放り出していました。私は、とても見ていられません。何とかならないのでしょうか。



★ほかにも、たくさんの相談がありました。私たちは、そのひとつひとつについて、最善の解決に向けて、お手伝いをしてきました。★